

平成 25 年 6 月
埼玉県テニス協会

埼玉県テニス協会における大会参加資格等については「在住」・「在勤」の定義を以下の通りとする。

「在住」

会員登録時（当該年度 3 月 1 日）に「日常生活」をしている実態があり
埼玉県内に住民票があること。

「在勤」

会員登録時（当該年度 3 月 1 日）に埼玉県内の会社・事業所と雇用契約を
結び、現実に通勤して、主たる勤務実態があること（具体的には週 40 時間
の半数を超えて勤務）。

学生等の短時間、短期間のアルバイト等は在勤として認められない。

以上の定義に基づき下記大会に参加する選手は留意下さい。
但し、埼玉県テニス協会の会員であることが必須である。

- 1) 埼玉県テニス協会主催の下記大会
「在住」「在勤」していること。
但し、大学生は「ふるさと制度」により卒業した学校（中学校・高校）の所在地が埼玉県内であること。
 - a) 埼玉県春・秋季テニス選手権大会
 - b) // // ベテランテニス選手権大会
 - c) 全日本スポーツマスターズ埼玉県予選会

- 2) 全日本都市対抗テニス大会埼玉予選会（地区予選及び県本戦を含む）
において、出場する郡市に開催当年度 6 月 30 日以前から「在住」「在勤」していること。
但し、大学生は「ふるさと制度」により卒業した学校（中学校・高校）の所在地が当該郡市にあること。